

野田市告示第89号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に福田体育館及び福田運動場使用料の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

野田市長 鈴木 有

1 収納事務受託者

千葉県野田市鶴奉5番地の1  
公益社団法人 野田市シルバー人材センター  
会長 澤田 健次郎

2 収入金の種類

福田体育館及び福田運動場使用料

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで